12．運用の方法の数（簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須）

①当該事業年度末時点の運用の方法の数	
②第四号施行日時点の運用の方法の数	

（備考）

１．②は、平成30年５月１日時点の運用の方法の数を記載すること。

２．運用の方法の数は、令第15条第１項の表の下欄の定めに従って算定し、記載すること。

13．各運用の方法ごとの個人別管理資産の状況

運用の方法名	信託財産・保険解約返戻金等の資産額	運用の方法の種類	元本確保の運用の方法	株券等
	円			
	円			
計	円	―	―	―

（備考）

１．二以上の厚生年金適用事業所で企業型年金を実施している場合は、各厚生年金適用事業所の状況について作成し、併せて当該企業型年金全体の状況について作成すること。

２．事業年度末の状況について記載すること。

３．「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。

４．運用の指図がないものは、「運用の方法名」に「未指図」と記載し、「運用の方法の種類」、「元本確保の運用の方法」及び「株券等」は、空欄（―）とすること。

５．「運用の方法の種類」は、令第15条第１項の表の上欄に掲げる区分に応じて記載すること。

６．「元本確保の運用の方法」は、当該運用の方法が次に掲げる運用の方法であって令第15条第２項に規定する運用方法要件に適合するものに該当する場合には〇印を記載すること。

一　令第15条第１項の表の１の項イ及びロに掲げる運用の方法

二　令第15条第１項の表の２の項イに掲げる運用の方法

三　令第15条第１項の表の３の項イからホまでに掲げる運用の方法

四　令第15条第１項の表の４の項イに掲げる運用の方法

五　令第15条第１項の表の５の項イに掲げる運用の方法

７．「株券等」は、当該運用の方法が令第15条第１項の表の２の項ニ又は３の項レからウまでに掲げる運用の方法に該当する場合には〇印を記載すること。